

災害廃棄物対策に関する取組状況および今後の方向性について

【背景・課題】

- 近年、全国において水害や地震が頻繁しているが、被災家屋の片付けにより大量に発生する廃棄物が路上に積み上げられる等、処理に関して課題が生じる事例が発生している。
- 特に滋賀県においては被災経験が少ないため、市町が迅速かつ適切に仮置場の設置・運営や住民向け広報を実施しないと、処理が滞ってしまう恐れがある。

【滋賀県内における現状(概観)】

<滋賀県>

- 滋賀県災害廃棄物処理計画を策定(H30.3)。
- 災害時の廃棄物処理に関する協定を締結(計4団体)。

<県内市町>

- 県内市町の災害廃棄物処理計画の策定率は 95%(18 市町/19 市町)
- 仮置場候補地選定済みである市町の割合は68%(13市町/19 市町)
- 最大災害時の仮置場必要面積を確保済みの市町の割合は 37%(7市町/19 市町)

滋賀県が締結している災害時の廃棄物処理に関する協定一覧

協定締結先	協定名	締結日
一般社団法人滋賀県産業資源循環協会	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	平成 25 年8月 27 日
滋賀県環境整備事業協同組合	災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定	令和3年1月 18 日
湖北清掃事業協同組合	災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定	令和3年1月 18 日
一般社団法人滋賀県解体工事業協会	災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	令和4年 11 月 21 日



○計画に基づいて円滑な行動を取ることができるように実効性確保に向けた取組を進める必要がある。

○仮置場候補地の選定をさらに進め、各市町が最大災害時の仮置場必要面積を確保するよう努めるとともに、仮置場の現地調査や所有者との調整を進める必要がある。

【災害時に生じる主な課題】

種類	課題となる可能性のあること
片付けごみの処理	仮置場の設置、ごみの収集運搬・処理先の確保
し尿の処理	断水世帯や避難所の仮設トイレのし尿の処理 し尿処理施設や収集運搬車両の被災・処理先の確保
生活ごみの処理	通常のごみ収集 ごみ処理施設の被災・処理先の確保
避難所ごみ	避難所ごみの収集・処理
損壊家屋の撤去	公費解体の実施 処理先の確保

片付けごみの処理関係

●仮置場設置運営現地訓練の実施

令和4年度は環境省近畿地方環境事務所 災害廃棄物処理府県提案型モデル事業として実施した仮置場の設置運営現地訓練を、令和5年度は県事業として実施。(一社)滋賀県産業資源循環協会や市町と連携して実施した。(令和5年 11 月7日)

実施した内容とタイムテーブル(令和5年度、近江八幡市)

時間	項目	概要
10:00	開会	
10:30	図上訓練	仮置場レイアウト・資機材・役割分担・住民広報の検討
11:45	昼休み	
13:00	実地訓練①	午前検討したレイアウトを基に必要な資機材等を設置
13:40	実地訓練②	搬入訓練 ※住民対応の訓練
15:00	実地訓練③	搬出訓練 ※大型車による搬出のデモンストレーション
16:00	閉会	



レイアウト検討の様子



実地訓練の様子

●「災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引き」の作成

令和4年度に上記訓練等の結果を踏まえ、「災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引き」を作成。以下、URLに掲載。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/330513.html>

<取組の方向性>

- 仮置場候補地の選定に向けて市町の取組を支援。
- 仮置場設置運営の知識・能力の向上に関する取組を実施。
- 片づけごみの回収戦略や広報に関する知識や能力の向上に関する取組を実施。
- 地元事業者や業界団体と連携を強化。

⇒引き続き訓練や研修会等を実施していく。

し尿の処理関係

●【収集運搬関係】し尿等の収集運搬に係る広域処理に関する意見交換、手引き作成

令和5年度に環境省近畿地方環境事務所「災害廃棄物処理における実効性確保に向けた事業」として、県協定締結団体や市町と連携し、し尿の収集運搬の広域調整に関する意見交換会を県内3地域で実施。その結果を踏まえ、「発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引き」を作成し、以下 URL に掲載。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/haikibutsu/336937.html>

- ・第1回 令和5年8月3日 愛荘町役場
- ・第2回 令和5年11月7日 米原市役所
- ・第3回 令和6年2月9日 野洲市中主防災コミュニティーセンター

(参加団体)

- ・県協定締結団体(2 団体)
- ・地元収集運搬事業者
- ・地元自治体、一部事務組合
- ・環境省
- ・滋賀県



●【処理関係】し尿の広域処理に関する意見交換、情報整理

令和4年度に県内の市町および一部事務組合を集め、し尿処理施設の余力や受け入れ可否等について意見交換を実施し、12 団体が参加。

<取組の方向性>

- 相互支援の方法・情報共有方法の検討。
- 地元事業者や業界団体との連携強化。

⇒引き続き意見交換を実施し、相互支援の在り方について議論していく。

損壊家屋の撤去

●一般社団法人滋賀県解体工事業協会との協定締結

令和4年度に一般社団法人滋賀県解体工事業協会と「災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定」を締結。

<取組の方向性>

○協定の実効性を高める検討。

⇒引き続き定期的な協議を実施していく。

その他・全般

●能登半島地震における災害廃棄物に関する支援

・し尿処理業務の緊急支援

「滋賀県環境整備事業協同組合」が、し尿処理業務の緊急支援に組合員を派遣し、稼働停止中のし尿処理施設に貯留されていた未処理のし尿を、稼働している近隣自治体のし尿処理施設まで移送する作業を実施。

作業期間は、令和6年1月10日～14日の5日間で、作業員6名、バキュームカー3台を派遣。



支援車輛



し尿運搬中の道路状況

・公費解体受付への職員派遣

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会からの支援要請を受け、県職員および市町職員が公費解体申請受付に従事。

(第1次派遣) 穴水町に2月24日(土)から3月26日(火)までの32日間、21名(県職員10名、市職員11名)を派遣。

(第2次派遣) 珠洲市に5月9日(木)から5月31日(金)までの23日間、5名(県職員3名、市職員2名)を派遣。

(第3次派遣) 輪島市に7月6日(土)から7月12日(金)までの7日間、2名(市町職員)を派遣。

(第4次派遣) 輪島市に8月25日(日)から8月31日(土)までの7日間、2名(県

職員1名、町職員1名)を派遣。
(第5次派遣)輪島市に9月9日(月)から9月20日(金)までの9日間、3名(市職員1名、一部事務組合職員2名)を派遣。



公費解体受付の支援(穴水町役場)



被災状況(輪島市)

●滋賀県廃棄物適正管理協議会を通じた研修・意見交換会

・年3回程度、災害廃棄物に関する情報提供・意見交換等を実施。

令和4年度:仮置場設置運営の手引きの説明

令和5年度:災害時のごみ・し尿処理に関する相互支援の在り方について

●環境省ブロック協議会への参加(大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会)

【府県ワーキング等への出席】

各ブロックで実施する各種研修会、情報伝達訓練、ワーキンググループ等に出席。